

令和5年 No22

○東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

休学を許可する場合等の授業料の免除について、現行の取扱いに即して整理すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第19号

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：休学を許可する場合等の授業料の免除について、現行の取扱いに即して整理すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>東京学芸大学<u>授業料及び寄宿料</u>の免除及び徴収猶予に関する規程</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 <u>東京学芸大学学則(平成16年学則第2号。以下「学則」という。)第39条に規定する授業料の免除及び徴収猶予並びに学則第48条及び第49条に規定する学寮等の寄宿料に関し必要な事項</u>については、他に特別な定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2章 授業料の免除</p> <p>[省略]</p> <p>(免除)</p> <p>第3条 授業料は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</p> <p>(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>(2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合</p> <p>(3) 教職特待生に採用された場合</p> <p>(4) 日本学生支援機構の給付奨学生(以下「給付奨学生」という。)として認定された場合</p> <p>(5) 休学を許可した場合</p> <p>(6) 死亡又は行方不明のため除籍した場合</p> <p>(7) 授業料の未納を理由として除籍した場合</p> <p>(8) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合</p> <p><u>2 前項第5号の休学を許可した学生については、月割計算(月割額は、年額の12分の1の額とする。以下この条において同じ。)により、休学する日の属する月の翌月(休学する日が月の初日であるときは、その日の属する月)から復学する日の属</u></p>	<p>東京学芸大学<u>授業料等</u>の免除及び徴収猶予に関する規程</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 <u>東京学芸大学学則(平成16年学則第2号)に規定する授業料等の免除及び徴収猶予</u>については、他に特別な定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2章 授業料の免除</p> <p>[省略]</p> <p>(免除)</p> <p>第3条 授業料は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</p> <p>(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>(2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合</p> <p>(3) 教職特待生に採用された場合</p> <p>(4) 日本学生支援機構の給付奨学生(以下「給付奨学生」という。)として認定された場合</p> <p>(5) 休学を許可した場合</p> <p>(6) 死亡又は行方不明のため除籍した場合</p> <p>(7) 授業料の未納を理由として除籍した場合</p> <p>(8) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合</p>

する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学を許可した日が授業料の納付期限経過後であって、授業料の徴収猶予又は分納を許可されていない学生の当該期の授業料については、この限りでない。

3 第1項第6号から第7号に該当する学生については、未納の授業料等の全額を免除することができる。

4 第1項第8号に該当する学生については、徴収猶予を許可された期間内において退学が許可された場合、月割計算により、退学する日の属する月の翌月（退学する日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該学期末の月までの授業料を免除する。

（免除の総額及び免除の額）

第4条 前条第1項第1号から第3号までの規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。

2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は一部とする。ただし、前条第1項第4号の規定による授業料の免除の額は、給付奨学生の認定区分により算定される額とする。

〔省略〕

（申請及び申請に係る徴収猶予）

第6条 第3条第1項第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。

2 〔省略〕

3 第3条第1項第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生の申請手続きは、別に定める。

4 第3条第1項第4号の規定により授業料の免除を受けようとする学生は、所定の申請書に必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。ただし、入学料免除の申請を行った場合は、授業料免除の申請を兼ねるものとする。

5 授業料免除を申請しようとする期の前の期に第3条第1項第4号の規定により授業料の免除を受けている学生が、継続して免除を受けようとする場合は、所定の申請書に必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。

（免除の総額及び免除の額）

第4条 前条第1号から第3号までの規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。

2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は一部とする。ただし、前条第4号の規定による授業料の免除の額は、給付奨学生の認定区分により算定される額とする。

〔省略〕

（申請及び申請に係る徴収猶予）

第6条 第3条第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。

2 〔省略〕

3 第3条第3号の規定により授業料の免除を受けようとする学生の申請手続きは、別に定める。

4 第3条第4号の規定により授業料の免除を受けようとする学生は、所定の申請書に必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。ただし、入学料免除の申請を行った場合は、授業料免除の申請を兼ねるものとする。

5 授業料免除を申請しようとする期の前の期に第3条第4号の規定により授業料の免除を受けている学生が、継続して免除を受けようとする場合は、所定の申請書に必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。

(許可)

第7条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあつては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 〔省略〕

3 第3条第1項第3号の規定による授業料の免除の許可については、別に定める。

4 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除は、当該授業料の免除を申請した者が給付奨学生として認定されたことの確認により、学長が許可する。

〔省略〕

(許可の取消)

第9条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

(1) 免除の理由が消滅したと認められるとき。

(2) 申請書に虚偽の事実があることが判明したとき。

2 第3条第1項第3号の規定による授業料の免除の許可の取消しについては、別に定める。

3 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき、申請に虚偽の事実があることが判明したとき又は許可された期間内に学則第30条の規定による懲戒としての退学又は停学（3か月以上又は期限の定めのないもの）を受けたときは、学長は、免除の許可を取り消すものとする。

4 第3条第1項第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき、許可された期間内に学則第30条の規定による懲戒としての停学（3か月未満のもの）又は戒告を受けたときは、学長は、免除の許可の効力を一定期間停止するものとする。

5 〔省略〕

### 第3章 授業料の徴収猶予及び分納

(徴収猶予)

第10条 授業料は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、徴収を猶予することができる。

(1)～(4) 〔省略〕

(許可)

第7条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科にあつては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 〔省略〕

3 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可については、別に定める。

4 第3条第4号の規定による授業料の免除は、当該授業料の免除を申請した者が給付奨学生として認定されたことの確認により、学長が許可する。

〔省略〕

(許可の取消)

第9条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

(1) 免除の理由が消滅したと認められるとき。

(2) 申請書に虚偽の事実があることが判明したとき。

2 第3条第3号の規定による授業料の免除の許可の取消しについては、別に定める。

3 第3条第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき、申請に虚偽の事実があることが判明したとき又は許可された期間内に東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第30条の規定による懲戒としての退学又は停学（3か月以上又は期限の定めのないもの）を受けたときは、学長は、免除の許可を取り消すものとする。

4 第3条第4号の規定による授業料の免除を許可された者につき、許可された期間内に東京学芸大学学則第30条の規定による懲戒としての停学（3か月未満のもの）又は戒告を受けたときは、学長は、免除の許可の効力を一定期間停止するものとする。

5 〔省略〕

### 第3章 授業料の徴収猶予及び分納

(徴収猶予)

第10条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、徴収を猶予することができる。

(1)～(4) 〔省略〕

〔省略〕

(分納)

第12条 特別の事情があり、第10条各号のいずれかに該当する場合に、分納（月割額は、年額の12分の1の額とする。）を許可することができる。

〔省略〕

#### 第4章 寄宿料の免除

(免除)

第15条 寄宿料は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。

(1)～(4) 〔省略〕

〔省略〕

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

〔省略〕

(分納)

第12条 特別の事情があり、第10条各号の1に該当する場合に、分納（月割額は、年額の12分の1の額とする。）を許可することができる。

〔省略〕

#### 第4章 寄宿料の免除

(免除)

第15条 寄宿料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。

(1)～(4) 〔省略〕

〔省略〕